

郡山市ファミリーサポートセンター事業サブ・リーダー設置要領

平成 18 年 3 月 20 日 制定

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

[こども部こども家庭未来課]

郡山市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱第 6 条に規定するサブ・リーダーの設置に関し必要な事項を次のように定める。

1 設置目的

会員間の相互援助活動の調整を円滑にすすめるため、地域にサブ・リーダーを設置する。

なお、サブ・リーダーは、地域における子育て支援のボランティアである。

2 設置基準

(1) 設置地域

会員数等の地域バランスを考慮し、別途、地域を選定する。

(2) 設置人数

各地域サブ・リーダー 1 人とし、市内で 8 名以内の配置とする。

(3) 選定基準

サブ・リーダーは、提供会員の中から選定する。

3 活動内容等

(1) サブ・リーダーは次の活動を行う。

- ① アドバイザー及び地域会員との連絡調整
- ② ファミリー・サポート・センター事業の周知活動
- ③ 研修会開催、会報発行等への協力
- ④ その他、アドバイザーの補助的業務

(2) サブ・リーダーは活動にあたっては会員証を携帯し、必要があるときはこれを提示しなければならない。

(3) サブ・リーダーは活動を通して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
また、任期終了後であっても同様とする。

4 謝礼

サブ・リーダーには、月 5,000 円の謝礼を支払う。

なお、旅費等の実費弁償は支給しない。

5 任期

任期は、1 年度以内とする。

ただし、再任することができる。

6 事故等の対応

サブ・リーダーが活動中に傷害を被った場合等については、「ファミリー・サポート・センター補償保険、研修・会合傷害保険」により、対応するものとする。

7 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。